

平成15年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「綿100%又は絹100%と表示した靴下」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成15年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「靴下」のうち、「綿100%」又は「絹100%」と表示しているものについて、同法の繊維製品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、「綿100%」と表示した靴下を12銘柄、「絹100%」と表示した靴下を4銘柄計16銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果は、繊維製品品質表示規程に対し、繊維の組成において10銘柄、表示者名及び連絡先の表示において1銘柄、計11銘柄が不適合でした。

不適合内容は、次の表のとおりです。

不 適 合 内 容		銘柄数
繊維の組成	特定の部分の効用を増すために使用された糸で、その組成繊維の全体に対する混用率が5パーセントを超えていた。(注)	10
	【内訳(10銘柄の内数)】 ・5パーセントを超え10パーセント未満のもの ・10パーセントを超え20パーセント未満のもの ・20パーセントを超えていたもの	7 2 1
表示者名が正式名称でなかった。表示者の連絡先の表記方法が不適合であった。		1

(注)繊維製品品質表示規程第7条第2項では、「装飾、補強又は縁取り等特定の部分の効用を増すために使用された糸又は生地であって、その組成繊維の全体に対する混用率が5パーセント以下のものについては、これを組成繊維から除いて混用率を算定できる。(抜粋)」としており、5パーセントを超える場合は、これらの組成繊維を表示する必要があります。

靴下で特定の部分の効用を増すために使用された糸に該当するものとして、レッグ部分のワンポイント刺しゅう糸、口ゴム部に使用されたゴム糸に巻き付けられた補強糸、かかとやつま先、足の裏部分に使用された補強糸などが挙げられます。

なお、当機構は、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について徴収を行い、テスト結果とともに経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。